

2019年3月12日

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」
趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属フォーラム 岡本あき子

立憲民主党・無所属フォーラムの岡本あき子です。
会派を代表し、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」について、
質疑をさせていただきます。

冒頭に昨日は3月11日。東日本大震災から8年が経ちました。改めて犠牲になられた方々並びにご遺族の皆様に哀悼の意を表します。

発災直後から、国内外から数多くの支援をいただき、被災地の一市民として心から感謝申し上げます。

一方今なお現地や、避難先の地で困難な日常生活を送っている方々がいまいます。高齢化する被災地、長期化する生活再建、人口が激減する中でせっかく再建した事業も縮小せざるをえないなど、新たな課題に直面しています。

復興期間終了後の必要事業を責任もって遂行できる体制を含め、誰もが、取り残されることなく平穏な暮らしを取り戻すことができる日をめざして、長期化する課題に果敢に取り組んでいただくことを求めます。

さて前回、私が登壇の機会をいただいたのは、昨年5月25日。当時の厚生労働大臣に対する不信任決議案に対する賛成討論のときでした。

働き方改革に対する根拠データがずさんなまま、また過労死が起きている事例を報道されるまで公表せず、命を軽んずるような幹部の言動まで出る始末の時でした。

通常国会閉会後に、大島議長の談話が発表されました。

「民主的な行政監視、国民の負託を受けた行政執行といった点から、民主主義の根幹を揺るがす問題であり、行政府・立法府は、共に深刻に自省し、改善を図らねばなりません。」とおっしゃっています。

議長の談話を受け、内閣・国会はそれぞれ深刻な自省と改善はされたのでしょうか？

今国会でも、消費税増税の判断の根拠にもなる、毎月勤労統計に不正が発覚し、国民に対して不利益を講じています。勤労統計は、調査方法や算出基準が変更され、ごまかすために「こっそり三倍復元」、一連の行為は報道で指摘されるまでは公表せず、問題の指摘があると記憶がなくなり、対前年比較ができる参考値の実質賃金を今もって示しません。特別監察委員会の追加報告書の「嘘はついたが隠蔽ではない」など身内に甘い指摘されています。

今回、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」が提出されています。対象となる子どもたちは、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期でもあります。

今の内閣は、子どもたちに「嘘はついてはいけない」「不正はしてはいけない」「ごまかさない」と胸を張って言えるのでしょうか。

与党のみなさんにこそ呼びかけます。国会の矜持をもって、内閣とは異なる独立した機関として、行政監視を徹底して行いませんか？

さて、本「法律案」について触れてまいります。

【幼児教育・保育の無償化目標】

総理ご自身、幼児教育・保育の無償化の目標とする全体像はどうなっているのでしょうか。

一昨年¹の経済政策パッケージでは「0～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めること」としておりましたが、閣議決定の骨太方針2018では「当面」という言葉がなくなりました。将来に渡り0～2歳児は住民税非課税世帯のみを対象とするということでしょうか。お答えください。

そもそも提案理由に「消費税率の引き上げによる財源を活用し」と前提をおいていますが、消費税の引き上げがなされなければ、この法律は施行

しないことになるのでしょうか。総理ご自身の考えをお聞かせください。

【無償化すべき対象の順番】

2014 年度からこの間幼児教育の段階的無償化に一般財源で取り組んできました。そして負担感の大きい低所得者や多子世帯という順での無償化であり、そこには合理性があります。

一方今回、消費税増税分を財源とする設計となると、増税分の保育料無償化予算 4,656 億円のうち、住民税非課税世帯以下の世帯には、わずか 1%しか還元されず、一方で年収 640 万円を超える世帯には 50%の 2,320 億円、年収 470 万円以上で実に 3,840 億円と 83%が配分されることとなります。低所得の方からもご負担いただく消費税の配分先は、圧倒的に高所得者になります。消費税増税の財源としてはかえって不公平感を招きます。

総理にお聞きします。引き続き認可保育所の低所得の方々、あるいは負担感の大きい 0~2 歳を「段階的に」対象としていくべきではないでしょうか？

【待機児童の解消と質の確保】

私たち立憲民主党は、「**無償化よりも保育所全入と質の確保**」を求めています。保育所に入れた、入れないで、保護者と子どもの人生が、大きく異なるからです。

「#保育園落ちた」のハッシュタグが今年も立っています。これを毎年の風物詩にしてはなりません。

政府は 2020 年度末までに 32 万人分の受け皿整備を進めています。しかし、民間の試算では全く足りていません。改めて第一に取り組むべきは受け皿を 32 万人増より拡大して、待機児童解消を行うことです。総理、いかがでしょうか。

【保育の質の確保】

並行してやるべき仕事は質の向上です。今回の法律案では、認可外保育所も対象となっており、経過措置とはいえ、認可外指導監督基準を満たしていない施設や、ベビーシッターも届け出さえすれば、無償化の対象となります。

過去にマッチングサイトで見つけたベビーシッターに頼み、幼い命が奪われた事件がありました。

届け出たところの監査は自治体となりますが、すでに責任を負えないという意見もでています。幼児教育無償化を急ぐあまり、質が担保されず、リスクが排除されないままに、公金投入の対象とすることは避けるべきです。

さらに、質の確保には保育士の処遇改善も不可欠です。この間、政府の政策を従順に反映していれば、2012年度からの保育士の給与は年収で31万~38万円余あがっているはずですが。しかし実態は年収平均で27万円余に留まっています。

総理、なぜ政府の考え通りに、保育士の給与はあがらないのでしょうか？このように保育の受け皿を用意し、保育士の処遇を含め、質も確実に担保したうえで、無償化を行っていくべきと考えます。ご所見を伺います。

【無償化といいつつ自己負担増】

今回の改正では、幼児教育・保育の無償化といいますが、実質は無料にはなりません。認可保育所における給食費については、その全部または3~5歳児の副食料費は今まで保育料に含まれていましたが、今後食料費は保育料から外され自己負担となります。保育料を無償と言っているながら、一方で新たな自己負担を求めることは、逆行していませんか。

また共同通信社の調査で、全都道府県にある私立幼稚園100園の約4割が無償化と合わせ保育料を値上げする可能性を示しており、一部は「便乗値上げ」の可能性があると報道されました。

幼稚園・保育所運営者にとって、焼け太りするようなことはあってはなりません。料金設定の適正化をどのように把握していくおつもりでしょうか。宮腰大臣の答弁を求めます。あわせて、指摘のような便乗値上げの可能性はないのかを伺います。

【企業主導型保育事業】

認可外保育施設といえば、現在さまざまな課題を抱えている企業主導型保育事業も無償化の対象です。国会で指摘があり、現在「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」で、改善策をまとめると聞き及んでいます。

事業がスタートして3年。良質な保育でがんばっている施設がある一方で、休園や廃園のほか、28施設が譲渡されています。まるで転売のようですが、それによる利益は、当然返還を求めるべきです。反社会的勢力の関与の排除も、事業開始の2年間は確認をしていませんでした。子どものことを考えて開設したとは思えないような事業者も存在し、憤りを感じます。

この事業は「事業主拠出金」で賄われていますが、助成金額及びその内訳については、**事業を運営している児童育成協会が公表していません**。整備費の水増し請求の可能性もある中で、児童育成協会自身による**適切な審査、交付決定、監査が行われていたのかを見極める重要な点**です。

またこの児童育成協会は、インターネット審査で、直接事業経営者に会うことはなく、現場もほとんどみることもせず、次々と交付決定を行ってきました。このように簡単に申請が通り、認可並みの補助金がもらえるため、「企業主導型保育は簡単に儲かる」という噂も相まって、去年は2万人分の整備募集に対し、5万人分の申し込みが殺到しました。審査会ですべてを審議したとは思えず、インターネット申請のおおかたは実態を直接把握しないまま採択・不採択を決定しています。こちら**も審査方法・内容・結果も公表していません**。

これまでの児童育成協会の仕事ぶり、公正な立場で行っていたのかも疑問です。統計不正問題と同様、予算委員会及び内閣委員会の審議にも**児童育成協会は参考人出席を渋っています**。公金の使い道をチェックするのが、委託した政府ならびに行政監視機能である国会の仕事です。

総理、事実を明らかにするため、政府が自ら率先して児童育成協会に公表を求めるべきではないですか。お答えください。

当協会が再委託をしている事業があります。全国の企業主導型保育施設の9割以上の施設への監査です。(株)パソナに委託しています。一方同社のグループ企業(株)パソナフォスターが運営する保育園がいくつか採択され、保育事業を展開しています。また他の保育施設へ保育施設運営のコンサルティングも行っており、加えて保育士の派遣事業や研修も請け負っています。グループ会社の保育施設の監査は、利益相反から児童育成協会が直接行ったと伺っていますが、運営コンサルティングしている保育施設、あるいは保育士を派遣している保育施設についても身内を監査していること

になりませんか？監査のありかた自体も問題ではないでしょうか。宮腰大臣の答弁を求めます。

さて、**希望出生率 1.8 の実現**という言葉が独り歩きしています。過去にも諸外国にも希望出生率というものはありません。ましてや出生率に数値目標を掲げている国は、**日本と韓国以外見当たりません**。「産めよ、増やせよ」とは言えず、代わりに作り上げた数値では？と疑いたくなります。また直近の数値は既に 1.8 を下回っています。

数字ありきではなく、子どもをもちたいと思っている方の気持ちを叶える施策を、できうるかぎり揃えることこそが大事であり、産まれる前の段階での不妊治療や子どもの命を守り抜くための虐待防止策など、あらゆる子ども・子育て支援でなければなりません。なぜ数値目標の必要があるのか、宮腰大臣お答えください。

今回提出されている「法律案」で、幼児教育の重要性を強調されていますが、子どもたちによい影響を与える 1 番は、大人、特に責任ある者がお手本となる行動をとることです。

大人が嘘をつかない、不都合が生じたときに隠蔽やはぐらかしをしない、示し合わせたように同じ日の記憶を失うことがない。

正しいデータを基に議論を尽くす、当事者、特に弱い立場の者の声を聴くことこそ、幼児に対して、もっともよい教育になると信じております。

上司の顔色を見て、人を出し抜き、うまくやったもの勝ちではなく、自分を大切にするとともに、他人をも大切にし、誠実に、責任ある行動をとれる人間になることを子どもたちに期待するものです。総理もそう思われませんか？

最後に安倍総理ご自身、子どもたちに対する思いをお聞かせいただき質問を終わります。